

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和4年11月9日 午後 1時25分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	中根光男
委員	川村成二
委員	小倉博

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

市民部長	大久保昌明
保健福祉部長	幕内浩之
教育部長	坂本重男
国保年金課長	豊崎良憲
健康づくり増進課長	田中英昭
学校教育課長	仲澤勤
指導室長	奥沢哲也
生涯学習課長	齊藤健

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

議 事 日 程

令和4年11月9日（水曜日）午後 1時25分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 市内小中義務教育学校の2学期制について
- (2) 第2期かすみがうら市生涯学習推進計画（案）について
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (4) 令和4年度国民健康保険税収納見込みについて
- (5) かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員の推薦について
- (6) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員の推薦について
- (7) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時25分

○櫻井繁行委員長

改めまして、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

ここで、委員、並びに執行部の皆様に申し上げます。

当委員会におきましては、時間短縮を図り、委員会を進めてまいりたいと思いますので、説明、質問に際しては、要点を整理し、発言していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 市内小中義務教育学校の2学期制についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

市内小中義務教育学校の2学期制につきまして、学校教育課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

市内小中義務教育学校の2学期制につきまして、1番、2学期制の意義でございますが、こちら今、茨城県内におきまして、3学期制から2学期制へ移行する自治体が増加している状況でございます。理由といたしましては、ウィズコロナの中で、始業式や終業式の回数を減らすことによりまして、授業時

間を確保すること、児童・生徒にとって長期的な見通しを立てた学習を進めたりすることが可能となるということで、こういったことと合わせまして、教職員の働き方改革にも資するといったことにより、この導入を進めるものでございます。

2番、県南地区の動向でございます。

県南地区14市町村ございますが、その中で、9つの自治体におきましては、既に2学期制が導入されてございます。3学期制を、現在、行っているのが、土浦市、石岡市、利根町、河内町、かすみがうら市ということで、その自治体におきましても、次年度からの導入に向け、現在、進めている内容となっております。

また、2学期制の区割りの時期でございますが、9月30日ではなく、10月の3連休、スポーツの日を絡めた3連休、ここを1つの切替日としまして、3連休の最終日、月曜日が1学期末、翌火曜日からを2学期とする内容となっております。当市もこの流れに合わせて進めていきたいと考えてございます。

続いて、資料2ページでございます。

3番、2学期制、3学期制のメリット、デメリットというような内容でございます。

2学期制の場合のメリットといたしましては、学校行事の効率化や、通知表の回数を減らせるということで、教員側と児童側双方に時間的な余裕ができるということでございます。

また、デメリットといたしましては、学期の途中に長期休暇が入るということで、1学期の途中に夏休みが入ってくるということで、生活リズムが一部崩れやすくなるという懸念もございます。

また、3学期制をそのまま維持した場合でございますが、メリットといたしましては、長年、3学期制というのがこの地域であったものですから、その違和感がないといったことが挙げられるかと思えます。

続いて、4番、今後のスケジュールといたしましては、本日、文教厚生委員会にご説明をいたしまして、来月、保護者に向けてアンケートを実施したいと考えております。内容は、次のページにございますので、そちらで説明をさせていただきます。また、12月に法令審査を受けまして、1学期にアンケートの内容を取りまとめ、そして、教育委員会で議決をいただきまして、2月の文教厚生委員会、市議会の全員協議会で説明をして、来年4月1日からスタートするものでございます。

3ページをお願いします。

先ほどのアンケートでございますが、こちらにつきましては、校長名併記によりまして、保護者のほうに依頼するものでございます。QRコードを読み取りまして、回答ができるという内容でございます。

アンケートの案でございますが、次ページ、4ページでございます。

問の1番といたしまして、2学期制導入の期待について、4つの項目プラス特になしという項目に対し意見をいただくもの。そして、問の2といたしまして、ここが一番重要かと思っているのですが、2学期制導入で不安に感じることは何ですかということで、5つほど選択項目を書きまして、その中で意見をいただくということで、この内容を加味いたしまして、その対策等を練っていききたいと考えてございます。そのほか3番には自由記載の項目を設けてございます。

以上が2学期制導入についての説明でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

今までは学期ごとに、ちょっと休みだとかスパンがあったと思うんですけども、2学期制になった場合は、その辺はどうなるんですか。区切りで休みとか、そういうのは入れないんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今までですと、1学期と2学期の間に夏休み、2学期と3学期の間では冬休みという形であったわけですが、今回は先ほど、スポーツの日を絡めた日を区切りとするということで、その間について、休みは設けない予定でございます。

○設楽健夫副委員長

アンケートで出てくるんでしょうけれども、子どもにとって、2学期制にした場合、期末テストだとかそういうものの期間が長くなっていきますよね。そういうことに対する、教育評価の中で、ほかのところで、何か意見だとかそういうものが出ているというのはないんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時33分]

答弁を求めます。

○指導室長（奥沢哲也君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

確かに、長くなるということで、テストに対する不安が出てくることかと思えます。これに対しては、単元ごとのそれぞれの単元テストで、それぞれの細かい評価を入れていきます。また、期末テストにつきましても、夏休み明けに行われますので、その分、十分勉強する時間なども取れますので、逆に、学校としては、夏休みなどを計画的に、そのテストに向けて自分で準備ができるように、そういう指導を続けているところが大切になります。

○設楽健夫副委員長

茨城県の中でも3学期制が少なくなっていますけれども、基礎学力だとか、そういうところでの変化とか、そういうものはあるんですか。

○指導室長（奥沢哲也君）

基礎学力というところというよりも、現在進められているような、主体的、対話的で深い学び、こういった課題解決的な学習を進める上で、長期的なスパンで進めていくということが、3学期にとらわれない取り組みが、多く見られているかと捉えております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時35分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時35分]

それでは、補足の答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、2学期制のメリットという部分を再度説明するというところで、働き方にどうかかわっていくかという内容でございます。学校運営を効率的にということ、一番大きいのは、通知表の回数が、今まで3回つけなくてはならなかったもの、特に3学期においては、冬休み明けて3月の本当に前半までの間、正味2カ月程度の間で評価をしなくてはならないというような、大変難しい期間だったものが、2回に分けることによって、先生方の負担も減るといのが大きな部分だと思われま。

あとは、この中にもあるように、始業式、終業式の回数が減るということで、その日を授業日に当てられ、授業の時間を確保できるということで、余裕を持った時間の配分ができると思われま

○川村成二委員

一番最初のタイトルで、市内小中義務教育学校と書いているのは、市内小中全校という理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

委員おっしゃるとおり、市内小中義務教育学校、全ての学校で導入予定でございます。

○川村成二委員

そうしますと、市内全校という書き方が一番分かりやすいように思うんですが、義務教育学校という言葉をやや言わなければいけない理由は何かあったんですか。これ取って、市内学校の2学期制導入という言葉でもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時43分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

委員からおっしゃられたとおり、こちらについては、市内の全ての小中学校を含むものでございます。この記載の仕方につきましては、市民の方が間違いないような形で整理をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川村成二委員

あと、2番の2学期制を既に導入している9つの自治体ですが、導入時期等はいつ頃だったのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

すみません、正式にいつからというのは、手持ちのものはないんですが、資料に記載しておりますのは、古いものから記載している内容で、つくば市においてはもう10年以上前から導入しているような状況で、直近では、阿見、美浦、守谷は、令和2年あたりからということです。

○川村成二委員

それをなぜ聞いたかというのは、次のページのメリット・デメリットが表記されていますけれども、これは一般論ですね。既に導入した自治体が多くあるのに、メリット・デメリットに対して、導入した学校の実態はどうかという説明がここでないというのは、何ら調査もしていないということじゃないですか。特にデメリットありますよと当たり前のように書いていますけれども、では、対策はどうするんですかと。メリットは本当にメリットがあったんですか。それを把握していなければ、2学期制の導入なんていうのはできないんじゃないんですか。委員会でその説明をすべきですよ。一般論で終わってしまっ

ては委員会の意味がないです。その辺の実態調査はどのように行ったのか、行おうと考えているのか、教えてください。

○指導室長（奥沢哲也君）

委員のご質問ですが、メリット・デメリット、確かに一般論な部分だと思います。これに対しまして、アンケートの回答が出てきた中で、今後、回答していこうと考えているのですが、私自身、2学期制の学校に勤務した経験がございますので、そういったところのメリット・デメリットというのは、今まで

の経験上、出てきておりましたし、他市の状況を聞く中でも聞いているところでもございまして、今後、本市の方向性をアンケートの回答という形でお答えできればというふうに考えております。

○川村成二委員

例えば、そのデメリットで、生活リズムが崩れやすくなる。崩れたらどのようにしているんですかということですよ。アンケートで、崩れやすくなるのではないかという答えを1番に書いているじゃないですか。これがもし一番多かったら、どのような対応をするんですか。

○指導室長（奥沢哲也君）

実際に、夏季休業、こういう不安というのが、今までに他市でも出てきております。そういった中で、やはり生活のリズムを崩さないように、学習計画であるとか、そういうものを明確にしながら、それぞれ夏季休業中の指導を進めていくということを、他市の動向も参考しながらお答えしていければなというふうに考えております。

○川村成二委員

そうしますと、先ほど言った働き方改革で、教師の負担が軽減されるということが、今の内容だとその負担は増えるわけですよ。対応をするために先生たちがいろんな手法を考えていかなければならないということになりますので、逆に先生方へのアンケート、先生方からの意見を拾って、双方の意見を集めて、対策を検討すべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

こちらの先生方の意見聴取ということなんですが、例月で校長会、教頭会、教務主任会と開催してございますので、そういった場面を通じまして、学校ごとの意見を集約していただいて、聞き取り等を行いながら進めたいと考えております。

○川村成二委員

ぜひ、前教育長の時代に、働き方改革の委員会を設置しました。いろんな意見を、現場の声を吸い上げていただいている。新しい教育長になられて、その委員会をどういうふうにするのか分かりませんが、そういった先生方の生の声を聞く場を十分生かしていただいて、情報を集める。後は、対策を検討していただくように、ぜひお願いしたいと思います。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ありがとうございます。先生方の意見聴取につきましては、働き方改革の委員会のほうを、今年も何度か開催してございます。そういった場におきましても、引き続き、今は全校から1名以上の先生方に来ていただいておりますので、意見を聴取して進めたいと思います。よろしく申し上げます。

また、働き方改革の委員会の席上で、学校側からも、2学期制の導入を検討してほしいという意見もあったことを申し添えます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

2学期制と3学期制の移行。私が、メリット・デメリットというふうはこの項目を見ていったときに、どうもやはり先生サイドからの色合いが強いのかなと、私はそういうふうに取りました。この2学期と3学期制の導入にとって、やはり一番大事なことは、子どもたちの学力だとか、あるいは魅力ある学校、あるいは教育をつくっている上で、どういう観点でということが必要だと、そのことがまず第一にあって、そうでないとひっくり返ると思うんですよ。まずは、これは子どものためにですから。

それで、先ほどもちょっと話しましたがけれども、つくば市で導入されていた。恐らくここに来る10年

たっていたとすると、ここにあるようなメリット・デメリット、子どもたちがどういうふうな変化があったのかとか、そういう基本的なデータだとか、そういうものがあると思うんです。それは子どもにとっても、教師にとっても、どうであったのかというのがあると思うんです。教育委員会で意見をという話ありますけれども、具体的に、先行事例として、こういうところで、こういう点について、こういう議論がされたり、意見があったとか、いい点、悪い点あると思いますけれども、その辺はやはり教員も子どもも具体的に、やはり各項目を定めて、聞いて、できれば報告。私達も聞きたいし、その辺、逆転しているんじゃないかという点と、意向を聞いている上で、もっと具体的に項目を整理して、先行事例があるので、そういうふうなことを私としては求めていきたいと思うのですが、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、先行市町村の事例ということで、その辺につきまして、再度、指導室のほうでも、状況は確認しているわけですが、再度詳細について確認させていただいて、報告する場を持ちたいと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 1時53分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

次に、（2）第2期かすみがうら市生涯学習推進計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、第2期かすみがうら市生涯学習推進計画（案）につきまして、生涯学習課長よりご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

本日の配付資料でございますが、第2期かすみがうら市生涯学習推進計画（案）の資料では97ページの本編と、その概要書を送らせていただいております。

説明に入る前に、事前に送りましたデータの中で、本編の箇所に修正がございますので、ご報告とお詫びを申し上げたいと思います。

1点目は基本政策ごとに掲げるSDGsの目標については、総合計画と教育振興基本計画に掲げた目標と整合を図り、一部修正をいたしました。ページは54、60、69、75、81でございます。

2点目、82ページの市民と行政の役割については、一部文言の削除がございました。

2カ所を修正させていただきました。大変申し訳ございません。

本日の説明としましては、全9ページの概要資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、この生涯学習推進計画は、生涯学習課の社会教育担当、霞ヶ浦及び千代田公民館、歴史博物館、

図書館のほか、学校教育課、スポーツ振興課に係る内容が含まれており、大変分かりにくく大変恐縮でございます。

最初に概要資料の1ページをお願いいたします。

1、計画策定の目的、2、計画の期間、3、計画の位置づけでございます。

本市では、平成30年3月に、かすみがうら市生涯学習推進計画を策定いたしました。本市の生涯学習の現状と、実際に活動に取り組む市民の意見をできる限り取り入れた、具体的かつ実行力のある、かすみがうら市オリジナルの実施計画として推進し、行政、市民、地域、民間との連携・協働により、生涯学習分野の取り組みをさらに充実させていくために、生涯学習施策の推進を図ってまいりました。

第1期の計画期間、5年間で令和4年度で終了することから、引き続き、生涯学習の推進を図るため、昨年度に策定した、市の第2期総合計画後期基本計画及び教育振興基本計画を踏まえて、令和5年度から第2期かすみがうら市生涯学習推進計画を策定いたします。

また、第2期計画からは、基本計画の見直しと併せて、平成26年度に策定した、かすみがうら市子ども読書活動推進計画についても、新たに2次推進計画として包含する形で策定し、生涯学習推進計画と同サイクルで見直しをいたします。

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画となっており、総合計画と教育振興基本計画とは1年遅れの形となっております。

2ページをお願いいたします。

4には、計画の基本理念がございます。

本市が持つ豊かな自然との中で育まれた歴史・文化、地域コミュニティを生かし、市民一人一人が、生きがいや仲間を見つけ、地域の多様な人々とともに学び合い、自らも学び続けることで、豊かで輝く人生を実現できるよう「自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する」を基本理念として掲げ、当市の生涯学習を推進してまいります。

続いて、5の生涯学習の視点でございます。(1)から(4)にあるように、育む、高める、伝える、つながるの4つの視点として取り上げ、その視点を基に、1点目の育むとして、青少年育成、2点目の高めるとして、生涯学習・スポーツレクリエーションの振興、3点目の伝えるとして、地域文化の継承、そして、第2期計画から、新たな視点として加えた、4点目につながるの市民協働の推進を切り口としております。

3ページをお願いいたします。

6からは、この計画の具体的な内容でございます。表は計画の施策体系の図でございます。表の一番左端が、先ほどお話ししました基本理念でございます。

その脇に生涯学習の視点がございまして、1の青少年の未来を育む、2、市民の学びを高める、3、歴史・文化を伝える、4、市民と行政がつながるの4つに分かれております。

そして、その視点に対応するように、基本目標は4つで構成されており、その次に、基本施策として、1-1に青少年育成、2-1に生涯学習、2-2にスポーツ・レクリエーション、3-1に地域文化、4-1にコミュニティづくりと5つのテーマに分けて位置づけをしております。

1番右側の列には、その基本施策を進めるための施策の方向を載せており、こちらの施策の方向に応じて、事務事業がございしますが、施策の体系上では、割愛をさせていただいております。

また、太い点で囲まれた基本目標2の2-1には、先ほどご説明しました、かすみがうら市子ども読書活動推進計画を内包しております。

4ページをお願いいたします。

次に7、各論部分の構成についてでございます。

施策の体系を踏まえて、事務事業や成果資料などを掲載した具体的な計画の部分となります。時間の都合上、各論部分の詳細内容の説明は省略させていただきます。構成の説明をさせていただきたいと思っております。

1番上は、吹き出しにもございますように、基本目標になります。基本目標1、社会性豊かな青少年の健全育成の下でございます、1-1、青少年育成は、基本目標に対応する基本施策となります。そして、その基本施策における本市の現状と抽出した課題を整理した内容を、現状と課題として掲載しております。そして、その下には、目指す姿、5年後の状態として、基本施策ごとに目標年度を令和9年度を将来像と記しております。

5ページをお願いいたします。

第2期計画では、策定委員会内においても、より実効性のある計画にしてほしいとのご意見をいただいております。従来のおり、事務事業の進捗管理を行う活動指標のほかに、施策事業の実施により発生する効果、成果を示す成果指標を新たに設定し、成果指標のアウトカム指標、これは施策事業の実施による行政活動の本質的な成果を図る指標でございます。そのほかに。活動指標のアウトプット指標、これは事業の具体的な活動量や、活動実施を図る指標の内容でございます。その両観点から評価を行い、計画の進行管理を進めてまいりたいと考えております。

将来の姿を実現させるための成果指標として、基本施策ごとに幾つかの指標を設けており、例として、青少年育成では、教育振興基本計画策定のための生涯学習に関するアンケート調査の結果を基に、指標内容として「市民総ぐるみの青少年健全育成の満足度」「地域の子どもは地域で育てる活動支援の満足度」「地域の担い手育成の満足度」の3つを指標といたしております。

また、中段以降には、市民と行政の役割を示しております。お互いの役割を入れて、市民と行政が一体となった事業展開を目指してまいりたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

基本施策を構成する施策の方向がございます。

施策の方向の具体的な内容を取り組み方針として記しており、施策の方向における課題解決に向けての主な取り組み内容として、課題解決への主な内容を箇条書で示しております。

7ページをお願いいたします。

この施策の方向に該当する事務事業が掲載されております。吹き出しがある表の部分になります。表の左から事業名、事業の内容、担当所管を概要としてまとめております。現行の計画にある各事務事業の年次計画、活動の指標等については、本編とは別に、資料編で、事業進捗管理帳票として管理してまいります。

8ページをお願いいたします。

参考までに事業進捗管理帳票(案)の一例を記載しております。内容は、大事業名、取り組み内容を記載しております。下段には、活動指標を年度ごとに設定しております。

以上が、各論部分の構成に関する説明です。

9ページをお願いいたします。

策定スケジュール(案)でございます。

本日、市議会文教厚生委員会でのご意見は、推進計画の中に反映させていただきます。表の中にごございます11月末に社会教育委員会の説明と、その後、審議を経て、年内の12月上旬には市民への意見公募、パブリックコメントを行う予定でございます。意見公募の後、来年1月に、第4回になる市民の方々に

よる、かすみがうら市生涯学習推進計画策定委員会にかけて、また、その後に定例教育委員会のご意見を
を経て、市議会全員協議会のほうにご報告する形で進めていきたいと考えてございます。

生涯学習課の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

由波課長からもありますか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

私からは特にはございません。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○設楽健夫副委員長

事前に出していただいた、まずは40ページ、生涯学習に関する市民アンケート調査という項目があります。この内容を知りたい。先に進んでいくと、部分的にそれが出てくるんですけども、生涯学習を、今後、市の体系をつくり上げていく上で、どういうアンケートをやって、どういう結果になっていたのかという項目について、まず、報告をお願いしたい。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

40ページの言われている市民アンケートでございますが、教育振興基本計画を策定するときに、市民からアンケートを頂戴しております。この調査概要は記載しておりますとおり、調査期間、令和2年12月3日から12月20日まで、郵送及びインターネットによる回答で、そのアンケートデータを集めております。

また、生涯学習の今回の計画につきましては、43ページ（1）の調査概要にございます、令和4年6月22日から7月7日、郵送またはメール、ファクスによる生涯学習関係の団体129団体に通知をして、そのアンケート内容をこの計画の中に盛り込んで策定しております。

○設楽健夫副委員長

今言ったのは、確かに43ページに概要が載っているんですけども、アンケートの詳細について、後で報告してもらって結構ですから、お願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

可能であれば、答弁を求めます。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

内容が、かなり豊富なので、後で詳しくご説明したいと思います。申し訳ございません。

○設楽健夫副委員長

いろいろとあるんですけども、21ページ、図書館の今後の運用というところに関わってくると思いますが、この図書館分館の中に、貸出図書、貸出児童書、その他で3段に分かれて書かれています。これは、その前の図書館本館のほうでは、児童関係については、私の見落としかもしれないけれども、記載がないので、その辺も教えてもらいたい。あるいは後で報告していただきたい。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時11分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時12分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

大変申し訳ございません。後で詳しく調べて、ご説明したいと思います。

○設楽健夫副委員長

22ページの下から2行目「参加率を見ると、概ね80%台となっています」という記載があります。これは何に対する80%なのか、教えてください。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

こちらの80%台という数字でございますが、かすみがうらマラソン大会の募集人員に対するエントリー数、参加人数が80%台ということです。

○設楽健夫副委員長

分かるように書いてください。

36ページ、地域文化に関する事業で、一番下のところの課題・今後の対応で、埋蔵文化財に関する周知活動が不十分なため、届出なしの開発や計画変更書類の未提出など、埋蔵文化財の保護に支障を来しているとして、今後は、県下有数の遺跡の宝庫地であることや、埋蔵文化財の大切さを普及する展示や講演会、史跡巡りを充実させますというふうにあるんだけど、これは、今、問題になっている点もあるんだけど、地域開発を進めていく上で、埋蔵文化財の取り扱いについても、どういうふうにしていくのか、どういう手順で、地域開発に支障があった場合には、どういうふうにしていくのかということを含めて、過去に相当数の調査が、特に出島地区だとか、埋蔵物がたくさん出土されているところについてあったというふうに思いますけれども、それらも、地域の土地利用計画に対する対応、この説明と同時に、活用していく場合にどうしていくのかということも含めて、どこかに説明を加えておかないといけないなと思うが、いかがですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

暫時休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時14分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時17分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

先ほどの埋蔵文化財の件は、本編の76ページの市民と行政の役割の行政の役割の上から3行目の適正な埋蔵文化財の取り扱い及び埋蔵文化財の周知徹底で記載しておりますので、ホームページのほうにも、埋蔵文化財の取り扱いについては掲載し、または業者の方から問合せに対しては、親切丁寧に説明して、あやまちがないようにしていきたいと思っております。

○設楽健夫副委員長

大まかなところで、端折っていきますけれども、56ページのところに、子ども会活動を活性化していくとかそういうことの、今の子ども会活動というのは、集落が小さくなっていく、あるいは子どもがなくなっていく、そういう中で、実際の活動が非常に自然に消滅していく過程だとか、そういう過程が多いんです。これは、子ども会育成会連合会の記載もありますけれども、今後、子どもたちのために、

子ども会活動をしっかり展開していくこと。そのためには、子ども会の活動範囲の見直しとか、構成地域、連合でやっていくとか、私らのところも連合でやっているんです。少なくなってくると、2人、3人じゃできませんから、そういうことを含めて、自分が知りたかったのは、今の子ども会活動がどういう地域に分布していて、そして、その活動を活性化していくには、どういう手立てが必要なのか。ここでは、育成会とかそういう形での記載がありますけれども、昔は子ども会のリーダーズキャンプがあったんですよ。リーダーズ講習会があった。集落ごと。単位子ども会のリーダーが出てきて、講習会をやって、それで、県の講習会にも行って、活動の枠を見て、そして、展開していくといことで進めてきたんです。ところが、単位子ども会が消えていく過程ですから、それが1つ。

あともう一つは、育成会そのものも同じなんです。大人の組織もやはり再編成の時期に来ているというふうに思うんですけども、従来の集落単位子ども会の単位だけでやっていくと、どんどん消滅していつてしまうんです。だから、活性化の中で、そういう見方とか、そういうことの取り組みもやっていかないと、子ども会活動、子ども会育成会活動に対して充実していくでは、このまま衰退していく過程に歯止めがかからないと思うんです。その辺は踏み込んでもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

我々もその課題等は本当に重要だと思っております。また、子ども会のほうでは、今、確かに言われたとおり、小さくなっているところがございます、例えば、田子内などは、中道、北の坊、小津、そういう団体と一緒に子ども会としてやっております。どうしても、子どもがいないので、ほかの団体と一緒にやっています。

また、先ほど言われているリーダーの方も、確かに減っておりますので、今、高校生会とか、そういう人たちがリーダーとして我々の事業などを手伝っていただいて、新たな若い人が、そういうリーダー育成会のほうに入って盛り上げていきます。

また、先ほど、いろいろお話の流れについては、さらに協議しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○設楽健夫副委員長

59ページ、地域と人づくり促進事業ということで、放課後の学習支援とか、いろいろあるんですけども、今、学校の働き方改革じゃないですけども、部活動に対する支援、実際、かすみがうら市では、民間の部活動の支援で担当している人は1人しかいない。この辺は、地域と人づくり促進事業とありますけれども、学校教育課と話をさせていただいて、部活動の支援につながっていくような、今、スポーツ少年だとかいろいろありますけれども、働いている人が4時から部活動に入れるかといったら、入れないですよ。もうそうなってくると、そういうスタイルをどういうふうにしていくのかということを入れて、この辺の具体的な施策の中の事業で、地域と人づくり促進事業とありますけれども、ここに入れていいかどうか私は分かりませんが、でも、そういう観点は必要なんではないかと思っております、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時23分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

58ページ、課題解決への取り組みと書いてあります。

一番下のところに、人材バンクというのがございまして、そこで、市内で秀でた人材に限らず、企業や事業所、大学などの人材も登録し、市民協働参画への地域の担い手研修も検討していき、この人材バンクを生かして、そういうものに対応したいと思っております。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○小倉 博委員

学校という言葉出ましたので、関連して、要望と意見を聞きたいと思います。

コミュニティスクールという言葉が今全国各地出てきている状態ですけれども、子どもたちを、地域が育てて、説明したような基本施策として書いてありますので、ぜひ、学校関係ですので、学校教育課とも関係あるんでしょうけれども、コミュニティスクールとなると、学校が主体となってそこへ集まっている子どもたちの親、おじいちゃん、地域の人たちが、学校を中心にして地域のコミュニティをつくっているという話を聞いたことがあるんです。その辺の観点で、まだかすみがうら市ではそういうことは出ていないんですけれども、もし、そういう構想なども含めて考えてもらって、私は素晴らしいことだと思うんですけれども、その辺も学校という言葉が出たもので、どういうふうに考えていくかとも検討していただきたいと思います。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

これは、教育振興基本計画の中に、学校と地域、住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティスクール、学校の運営協議会制度について、導入に向けて調査研究を検討しますというふう書いてあるものでご理解いただきたいと思います。

○小倉 博委員

ぜひ推進をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時26分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時26分]

ほかにご質問等は、ございませんか。

○川村成二委員

今回の第2期生涯学習推進計画は、令和5年から9年までの5年間を見据えた計画ですよね。この計画は5年間という考えですけれども、さらにその先の場合、10年を見据えた場合の基礎となるような、ベースづくりの期間としても必要ですよね。そうした場合に、今回の計画策定に当たって、5年先、10年先取り巻く環境はどのように変化しているのか、何が変化しているのか、そういったものは何を推測しながらこの計画の作成をしたのか、その考えが整理できていましたら、お聞かせください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時29分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

大変難しい内容なんですけど、これまでの生涯学習に関する、いわゆる課題等を検証して、当然入っておりますし、さらに今後、令和9年度に向けても、毎年毎年、課題とか培ってきたものを蓄積して、よりその先が見えるものに仕上げていきたいと考えております。

○川村成二委員

先が見えるものにしたいという、その見えるものが伝わってこないの、何ですかと聞いているわけですね。要は、この推進計画の5ページから、近年の生涯学習に関する動向等書いていますよね。そういった動向を具体的に展開されたのかということです。例えばSDGs、その後、AIやsociety5.0といった、新しい言葉がどんどん書かれていますよね。そういったことに対して、計画の中に何をやるという具体的な取り組み方針が盛り込まれたんでしょうかということです。いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時30分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時31分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

今回の推進計画のほうは、前回の1期目と構成的には変わらないんですが、ただ、この5年間で蓄積されたものを課題としてデータを収集し、今後どんなふうに生かすかという内容で、今回はつくってあります。ただ、今言われたように、10年先、20年先を見据えた内容かと言われると、回答が難しいところでございます。

○川村成二委員

今、課長が答弁したように、今後どのようにしていくかということが大事なところであって、この5年間で、私は進行していくのは、例えばAI技術の進行だとか、あるいはもう既に導入されていますけれども、ICT、情報通信技術の機器の導入等々、ITの関連する環境が大きく変化すると思うんですよ。そういったことに対して、どのように取り組んでいくかというのも、要は、計画に盛り込んでいくことが必要ではないのかなというふうに感じたんです。いかがでしょうか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

盛り込んで、さらに充実させていきたいと思えます。

○川村成二委員

子どもの読書活動の推進という言葉があるんですが、ここで言う、子どもというのは、年齢的には何歳を対象にした活動なんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

87ページの下のほうに書いてございますが、幼児期等、子どもでございます。

○川村成二委員

分かりました。ニュアンスは子どもですよ。そうした場合に、図書館における、子どもの読書活動の推進という項目ありますよね。それで、具体的な取り組みというページに進んでいただいて、電子図書館サービスの充実で、図書館利用が少ない16歳から29歳の年代を対象とした電子書籍を充実させますと、これ子どもの対象外じゃないですか。この取り組みが、なぜ子どもの読書活動に入ってくるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

○教育部長（坂本重男君）

お答えをさせていただきます。

92ページの電子図書館サービスの充実というような点で、ご指摘のように、図書館の利用が少ない16歳から29歳の年代を対象とした電子書籍を充実させますと、子どもの読書活動推進計画の中の整理としましては、理解が難しいような記載となっておりますので、この点については、児童・生徒を対象とするような記載に修正させていただきたいと思っております。

あと、具体的な対応につきましては、公立の図書館電子サービスの利用については、児童書も豊富に導入いたしまして、学校の図書館と連動しながら活用していただくようなことで、実際には稼働させていただき予定です。よろしくお願いたします。

○川村成二委員

特に、私としては、電子書籍は子どもに限ったことではなくて、一般の方々も利用したいという考えの方いっぱいいらっしゃるんで、ましてや、かすみがうら市の図書館という、借りづらい、返しづらいという意見もございます。そういうことからすると、電子書籍の導入というのは、非常に効果的ですから、そういった面も含めて全体計画の中にもっと盛り込んでいただきたいというふうに思っておりますので、検討をお願いします。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

多くの方が使えるようなふうに見直しをして対応したいと思っております。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

公民館の記載、17ページもあるし、いろんなことが記載されているんですが、81ページで話します。コミュニティ推進委員ということで、記載されているんですよ。地区公民館運営規則第2条の2項に、支館、霞ヶ浦中地区公民館の支部活動を行う旧小学校区ごとに設置される組織をいうという項目がある。その下に、第6条の3項に、支館に支館長、副支館長及び支館主事を置くことができる。これらの役職は推進委員が兼務できるとあります。これは霞ヶ浦のほうでも、議論になっているところもあるんですけども、各支館長、副支館長、あるいは支館主事という形で置かれていますよね。それで、重要なことは、第6条の4項に、分館に分館長を置くことができる。これは千代田地区と違うところね。分館長というのは、区ごとに分館長を置いて、公民館と支館と集落がひもついている。そのことについては、今後はやはり整理をしていかななくてはいけない課題としてもあるから、こういうね、どっちにいくか、どっちにいくかというか、私は分館制は残しておく必要がある。区と結びついていってますから、公民館活動やっていく上で、各分館のほうに様々な連絡だとか、あるいは様々な活動をしていく上での案内だとか、組織化だとか、ここを動かすときに、分館長は区長が兼務していることも多いんですけども、分館長が動く場合もあるんです。その辺の記載は注意して、正確に記載はどこかに、1番最初の17ページでもいいんですけども、括弧、例えば支館長とコミュニティ推進委員の関係については、どこかに入れておいてもらいたいなというふうに思っています。

今後、かすみがうら市の公民館の組織制度をどのように展開していくのかということ。あと同時に、分館といった場合には、区長会の組織も霞ヶ浦地区と千代田地区と、下稲吉地区と、おのおの違いますから、そういう点もやはり整理して、課題になっているんで、まだ整理されていないというのが現状で

すから、その辺の記載は正確に記載をしていただきたいと思います、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時44分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

○生涯学習課長（齊藤 健君）

81ページ、コミュニティづくりの中に、千代田地区はこうになっているというふうに入っていますので、霞ヶ浦地区の現状などもここに入れて、委員がおっしゃるとおり、現状なども入れたいと思います。

ただ、今、千代田公民館のほう、千代田地区の生涯学習の現況のほうでも、今、推進委員さんも活気があり、いろんなことを考えています。ですので、これからどんなふうになっていくかというのは、私も見えない部分、実はございますので、スポーツをやりたいとか、いろんな話もございますので、取りあえず現状のほうはここに入れて、今委員がおっしゃったように、現状は入れて対応します。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時46分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時51分]

次に（3）新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、ご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、市内の医療機関や、集団接種により行ってございます。また、10月からは、オミクロン株対応のワクチン接種を、3回目、4回目の方を対象に実施しております。

現在の接種の状況につきまして、今回報告をさせていただきたいと思います。内容につきましては、健康づくり増進課、田中課長よりご説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

1番、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてです。11月6日現在の接種状況についてご説明いたします。

細かい数字が並んでおりますが、全体として1回目接種済みが88.4%、2回目接種済みが87.9%、3回目接種済みが73.2%、4回目接種済みが36.4%でございます。4回目接種につきましては、先行して60歳以上の方と医療従事者などが始まりましたので、60歳以上の方の接種率が多くなってございます。

続きまして、2番、オミクロン株対応ワクチン接種について、ご報告いたします。

国のほうでオミクロン株の対応ワクチンの供給が始まりましたので、かすみがうら市においても接種を開始してございます。

対象者としましては、12歳以上で初回接種1回目、2回目が完了している者、3万4170人を対象としております。

接種場所につきましては、個別接種として、市内の医療機関。集団接種として、かすみがうら市ウエルネスプラザで行ってございます。

ワクチンにつきましては、個別接種はファイザー社のもの、集団接種については、モデルナ社のものを使用してございます。

接種期間は、10月1日から開始しておりまして、令和5年3月31日までを予定しております。集団接種については、10月30日以降、毎週日曜と水曜の午後に接種しております。

続いて3番目、小児ワクチンの3回目接種についてです。

こちらは、5歳以上11歳以下の者で、2回接種が完了している者、662人に対して、3回目接種が開始されました。接種場所については、かすみがうら市ウエルネスプラザで集団接種として行っております。

使用しているワクチンは、ファイザー社の小児用のワクチンでございます。

接種期間としまして、令和4年10月6日から開始しておりまして、令和5年3月30日までの毎週木曜の夜間を予定してございます。

次のページをお願いいたします。

4番目、乳幼児のワクチン接種についてでございます。

6カ月以上4歳以下の者を対象としたワクチンが開発されましたので、そちらの方、894人を対象として、市内小児科の医療機関で個別接種として接種を開始する予定でございます。

こちら、先ほど申し上げましたファイザー社のものを3回接種して、想定する免疫が取得できるというものでございます。

接種期間としましては、令和4年12月からを予定しておりまして、接種日は今のところ調整中でございます。接種完了としましては、令和5年3月31日を予定しております。

続きまして5番目、予算措置についてでございます。

予算規模としましては、1億5526万4000円です。内訳としまして、接種券の郵送料として428万4000円、接種券の封入・封緘業務の委託費用が397万6000円、コールセンターの設置委託が1930万円、ワクチン接種の委託が1億1527万1000円、集団接種会場の運営業務委託として629万円、高齢者の接種会場の送迎業務の委託、こちらは平日のみでございますが、292万8000円等と見込んで、こちらの財源としては、全額を国費で賄っております。

こちらは令和4年9月30日付で専決処分といたしました。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○中根光男委員

市民の方から、何人か問合せが来ておりまして、小児ワクチンの接種についてなんですが、やはり父兄の方が心配されている方々、いろいろな反応が出ている方からの連絡だったんですが、要するに、接種を木曜日に設定していますよね。そうしますと、金曜日に接種すれば、例えば、高熱が出たりとか、反応があった場合に、土日学校休みですので、非常に助かるというふうな要望が非常に多かったんです

が、これは、医療機関の体制が難しかったということなんでしょうか。その辺の説明をいただけますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

ただいま中根委員のおっしゃるように、小児ワクチンを金曜日に設定することが難しかった理由として、小児科の専門医、こちらが市内に1人しかおりませんので、具体的には白井こどもクリニックさんなんです。白井こどもクリニックの白井先生、こちらが木曜日が休診日となっております。この関係で、どうしても木曜日に集団接種を設定せざるを得なかったというのが大きい理由になってございます。

○中根光男委員

それでは、そういう問合せも市には何件か来ているかと思えますけれども、そういった、木曜日に設定したという理由が分からない人が非常に多いものですから、その辺もやはり丁寧に説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

直接、健康づくり増進課に問合せがあった際には、只今申し上げたことを説明しまして、納得していただいております。

○川村成二委員

4番の乳幼児ワクチン接種の3回というのは、接種期間はどのような期間でしょうか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

乳幼児ワクチンについては、1回目を打った20日後に2回目を打つことが推奨されております。その後、55日以上明けて3回目を接種するという流れになってございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時00分]

○川村成二委員

乳幼児ワクチンの接種は市内小児科の医療機関ということで、1か所しかないわけですが、そこで十分な対応はできるんでしょうか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

こちらにつきましては、10月31日にウェブ接種券申請受付を開始しました。その前に、対象者894人に対して、はがきを送付してございます。そのはがきに案内のQRコードを入れまして、ウェブ接種券申請受付を開始してございます。本日の朝9時現在の申請数は40人となっておりますので、現在のところは十分対応できる数字ではあると見込まれます。

○川村成二委員

3回目までの接種で、最低75日の間隔を空けるということですので、対象者が6カ月以上ですけれども、5カ月の子も、その期間中には対象者にどんどんなってくるわけですが、新たに発生する対象者に対しては、どのような通知をされるんでしょうか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

毎月、出生される方がいらっしゃいます。6カ月から接種ができるということで、ある程度、1カ月ごとに区切って、同じように接種のご案内のはがきを送ります。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交替をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時03分]

次に（４）令和４年度国民健康保険税収納見込みについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（大久保昌明君）

冒頭、私事で恐縮ではございますけれども、11月1日から人事異動で市民部のほうにまいりましたので、何とぞよろしく申し上げます。

それでは、早速説明のほうをさせていただきたいと思っております。

（４）の令和４年度国民健康保険税の収納見込みでございます。国保税の取り扱いにつきましては、難しい財政運営の中で、茨城県がその責任主体となっており、茨城県の運営方針を自治体が踏襲というような運びになりまして、この令和４年度から、今までの４方式から２方式に変更になった経過がございます。令和４年度の税収の見込額について、説明、報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

提出資料をご覧くださいと思います。

令和３年度に議論いただき、令和４年度に改正した税率については、次のとおりでございます。

県の国民健康保険運営方針に沿う形で、令和４年度県内全ての市町村において、２方式となりました。

１については、令和４年度に県に納付する事業費納付金の本算定の結果でございます。事業費納付金の算定の基準になる標準保険料率は、今回の改正後の税率と比較すると、全ての税率で改正後の税率が下回る結果となっております。

２は、税率改正に当たり、調整段階で７点特に考慮したものです。特に今回の改正にあつては、資産税割と平等割の廃止の減額分を所得割、均等割に加算することとなりますが、家族構成による金額の増減、特に増額となる方への負担感が大きくなることを考慮する必要性や、居住地の違いによる負担感の公平性を確保する必要から、改正前から増減幅及び県内市町村の比較、状況を踏まえて、改正税率に至ったものです。

ページが移りまして、３に令和４年度の本算定の状況でございます。

前年度と比較をさせていただいております。上段に現年度、下段に前年度として、医療費分、後期支援分、介護納付分、それぞれの計算結果となっております。

表の下になりますが、基礎課税額の比較になります。表内の右側（x）の合計額の比較になります。令和４年度が10億2956万8200円、前年度の令和３年度が11億5330万485円、前年度比率で10.7%減となつ

ております。被保険者数が9,747人から9,207人と減っているのも原因であります。1人当たりの所得額が今回大きく減少しているものと分析しております。1人当たりの所得になります。表中(y)56億2778万4568円を被保険者数9,207人で割った61万1251円。同様の方法により、前年度が66万2439円、前年比較で7.73%減となっております。

4になります。令和4年度予算比較になります。3の算定により、軽減及び限度額を除いた調定額の合計が8億1203万3500円、参考として、前年度の収納率を乗じた収納見込額は総額で7億5699万1581円が見込まれ、この金額は4年度に計上する当初予算額に比べて約3226万2419円不足するものとなります。

ページを移りまして、今回の不足に至った原因の一つ、所得額の減に伴う影響になりますが、3で説明した1人当たりの所得額、前年度比較の5万1188円に今年度の被保険者数を乗じた金額は4億7128万7916円、これに所得割額8.5%、こちらは医療費分と後期支援分を足した金額です、を乗じて生じる金額が4005万9473円となり、4で説明させていただいた金額を上回る額となります。

近年1人当たりの所得額は、平成30年度以降上昇傾向にあり、令和4年度においても、上がることはないものの同額程度を保つものと考えていたところ。不足分については、補正により財源手当する必要がありますが、現段階では、収納率の状況や社会保険の制度改正による影響と、不確定要素もあり、12月の補正は見送り、3月の補正、第1回定例会での補正予算を見込んでおります。財源については、支払準備基金、もしくは繰越金を想定しております。

6に、今後の課題について、大きく6点示させていただいております。

まず、国保税制規模の縮小ということで、少子高齢化の影響により被保険者数が減少傾向であり、あと、令和4年度及び6年度の社会保険の適用拡大による被保険者数の減が考えられます。

あと、国民健康保険事業費納付金の増額。平成30年度制度改正に伴う激変緩和措置が令和6年度でゼロになる、終了することとなります。

また、前年度11月9日、文教厚生委員会で説明させていただいた内容ですが、算定方式の見直しの議題の関連で、県国民健康保険特別会計に係る決算剰余金の活用について、このとき、令和2年の剰余金を当て、続く令和4年度、5年度に還元する予定と説明させていただきましたが、令和4年度が医療給付費の伸びにより、県で繰越金が予想を下回る事が想定されており、令和5年度に当てる決算剰余金の捻出は難しくなったということで、県から通知がされております。

また、医療費の高度化、被保険者の高齢化により、1人当たりの医療費が増加傾向にあると。

次に、一般会計から法定外繰入金制限の強化。これは、赤字補填目的の繰入金は認められないということで、既にご連絡のとおりでございます。

これらを踏まえた短・中期国保財政見込みの作成。その財政見込みを通して、今後、保険税率の見直し時期の検討をする必要があると考えております。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

ほかに制度の改正、前回の予算の中でも、改定によって、増減のシミュレーションが出ましたよね。一人暮らしにしる、あるいは子育て世代にしる、値上がった世代もあった。今、保険税率の見直し時期の検討というふうに一番最後にありましたけれども、一般財源から繰り入れないというふうになってくると、その適正な保険税の設定というのは、やはり厳密にやっつけていかなくてはいけないというのが一つ出ますよね。その辺もやはりシミュレーションかけて、不公平感が出ないようにやっつけていかないと、た

だ、頭で一般財源入れないということだけを強調されても、その辺は厳密にやってもらいたいですよね。前回は増加が2つのブロックで出ていましたから、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員おっしゃるとおり、前回の改正では、増額する方と減額となる方がいらっしやいました。

今回も、本算定後の経過で確認をしましたが、やはり3分の1が増額で残り3分の2が減額になっている傾向にあります。

次の改正の内容になりますが、恐らく全ての世帯で増額になると思います。ただし、増額の影響になりますけれども、応能応益のバランス、ここは確認しなければいけない部分で、低所得者等については、比較的低い増減幅にしないと理解が得られないものと考えておりますので、そちらのほうは慎重に行いたいと思っています。

○設楽健夫副委員長

それと、前回の増減が出ましたけれども、増減と言っても、前々回との対比なんだよな。そうだよな。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前々回の対比となりますと、そもそも4方式と2方式で大きく条件が異なりますので、その部分を整理するのは、かなり難易度が高いものになると思います。

○設楽健夫副委員長

アップしたとはいっても、前回は低くてアップした人もいれば、前回が高くて下がった人もという、その基準値をどこにするのかというのは非常に難しいとは思うんだけど、その辺の増減率というのは大変だと思いますけれども、頑張ってやってください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど説明させていただきましたが、次の見直しについては、恐らく全ての世帯で増額になるのが条件になってくるのかなというふうに思っています。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

暫時休憩いたします。 [午後 3時17分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時18分]

○川村成二委員

令和4年度の予算比較で、収納見込額が7億5699万1581円で、収納率が93.3%になっていますが、私が計算したところ、収納率は93.22%ですので、数値の修正が必要ではないのかなと思いますので、確認をお願いします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

川村委員おっしゃるとおり、こちらのほうは93.22%で割戻しの結果計算できると思うんです。今回のこちらの93.3%は、それぞれの区分で一番高い税率を参考値とさせていただいて、表記させていただいたものですが、こちら、誤解が生じるものと考えられますので、93.22%に訂正させていただきます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時20分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時20分]

改めて答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申し訳ありません、訂正させていただきます。

先ほどの収納率ですが、逆算しますと93.22%になりますので、こちらのほうは訂正させていただきます。

○櫻井繁行委員長

資料の差し替えを後でいただければと思いますので、お願いいたします。

ほかにご質問等は、ございませんか。

追加説明を許します。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申し訳ありません。参考として、一番最後に資料をつけさせていただきました。こちらの内容については、県が先日、県内市町村に照会して、そちらの結果になります。令和3年度と令和4年度の1人当たりの調定額、そちらの差を表しているものですが、こちら全ての市町村が2方式になりまして、結果引上げとなった団体が8団体、引下げとなった団体が36団体になっております。このうち、かすみがうら市は8万7496円から8万470円になりまして、県内順位で見ますと、令和4年度は高い順に21番目に高い金額になります。差引の金額は7,026円になりまして、その影響は26番目の影響になっています。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時23分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

次に、（5）かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、推選された日から計画策定に係る事項の協議が終了する、令和4年度中までとなっております。

それでは、かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員1名の推選をお願いいたします。ここでどなたかご推挙いただけますでしょうか。

○中根光男委員

設楽副委員長を推選いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま、中根委員から、設楽副委員長を推選するのご意見がございました。

お諮りいたします。

中根委員からの指名のとおり、設楽副委員長を推選することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員に、設楽副委員長を推選することで、議長に報告いたします。

次に（６）社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員の推薦についてを議題をいたします。

なお、任期につきましては、推選された日から計画策定に係る事項の協議が終了する、令和４年度中までとなっております。

それでは、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員１名の推選をお願いいたします。ここで、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○中根光男委員

櫻井委員長を推選いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま中根委員から、私、櫻井を推選するのご意見ございました。

お諮りいたします。

中根委員からの指名のとおり、私、櫻井を推選することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員に、私、櫻井を推選することで、議長に報告いたします。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で、文教厚生委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 ３時２８分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行